

Maria E. Subtelny 著 *Timurids in Transition :  
Turko-Persian Politics and Acculturation in Medieval Iran*  
(Brill's Inner Asian Library 19) Leiden • Boston, 2007  
(xv + 411 pp. + 3 maps + 8 figs.)

久保 一之

建築史や美術史さらには個別の史料研究の成果を別にすれば、ティムール朝およびティムール朝期イラン・中央アジアに関する本格的な研究書はいまだ少ない。ティムール治世(1370-1405)からシャルフ治世(1409-47)の政治史を中心とした Manz 1989; 2007, 加藤 1999, 川口 2007, 末期の問題をも扱った間野 2001, アミール層の包括的研究 Ando 1992 などを挙げ得るのみである。本書『移行するティムール朝 —— 中世イランにおけるトルコ・ペルシアの政治と文化変容 ——』は、これまで包括的に扱われることのなかった、スルターン・フサイン治世(1469-1506)に関する、はじめての本格的な研究書である。

著者 Subtelny 氏は 1979 年ハーヴァード大学に提出した学位請求論文“The Poetic Circle at the Court of the Timurid, Sultan Ḥusain Baiqara, and Its Political Significance”によって博士号を取得、以後も主にティムール朝末期のホラーサーンを対象に数多くの研究成果を発表し、現在トロント大学教授(中近東文明学科)の任にある。そのスラヴ系の姓(英語では sAbtélni と発音)は夫君のもので、ご自身はフランス系カナダ人とのことである。評者は 1991 年にタシセント、1993 年には京都で著者にお会いしたことがあるが、小柄な身体に似合わぬヴァイタリティーに圧倒された憶えがある。1997 年評者がマシュハドに N. M. Hiravi 氏を訪ねた折には、先に著者の訪問を受けたと聞かされた。本書の前文においても、ウズベキスタン科学アカデミー東洋学研究所のほか、同国国立古文書館、イラン国内の主要な図書館での写本・文書調査に言及しており、その成果は遺憾なく発揮されている。

なお付言すれば、本書中、著者と親交のあった故安藤志朗氏の欧文著作が頻繁に引用され、他の日本人研究者の研究成果も脚注・文献表に散見されるのは大変喜ばしいことである。

目次 [vii-x], 前文 [xi-xii], 翻字・様式注意書 [xiii-xiv], 地図・図一覧 [xv] に続く本書の章立ては以下の通りである。

序 論

第 1 章 「カリスマの日常化 —— ティムール朝家産国家 ——」

第 2 章 「政治的放浪者から主権者へ —— Sultān-Ḥusain Bayqara の経歴 ——」

第 3 章 「変革への挑戦 —— 集権化改革とその敵対分子 ——」

第4章 「長期的解決策の模索 —— ホラーサーンと農業上の要請 ——」

第5章 「篤信と実用主義 —— イスラームの宗教的寄進の役割 ——」

第6章 「聖者と書記 —— 農業管理の媒介物としてのティムール朝期聖廟 ——」

結 論

この後、主に重要文書の英語訳注から成る付録1～5 [pp. 235 - 359] (内容は後述) が続き、巻末には図 (カラー写真) 8点、文献表 [pp. 361 - 90], 索引 [pp. 391 - 411] がある。

以下、まず「序論」から順に内容を紹介し、適宜問題となる点を指摘する (◆印)。

## 序 論 [pp. 1-9]

まず著者は、本書を、トルコ・モンゴル系の「遊牧帝国が自ら征服し支配するイラン系定住民社会に順応した方法に関するもの」と述べ、スルターン・フサイン治世を「15世紀の初頭に根を持ち、最後の数十年で明白になった潮流の特定と分析」が可能な期間と見なす。ついで農業手引書の研究に基づく先行著書 [Subtelny 2002] の意義を述べた後、ウェーバーの言う、カリスマとその変容や「日常化 (routinization)」の概念をティムール朝に適用して「農業の問題をより広い概念的枠組みで発展させる」ことに意欲を示す。著者のティムール朝政治組織の解釈は、モンゴルの元王朝に「家産国家 (patrimonial household state)」の概念を適用した T. Allsen の研究に基づくとしている。さらに著者は、本書が答えようとする諸問題を以下のように具体的に表現する：「なぜティムールの子孫は遊牧帝国から定住民的統治形態に移行せねばならなかったのか」；「彼らが確立した政治組織の本質は何か、どう性格付けられるのか」；「移行の過程でどのような政治的力が競合していたのか、その競合が移行の結果にどのような影響を及ぼしたのか」；「ティムール朝の為政者たちは、より集権化された定住民国家に移行するために、どのようなメカニズムを用いたのか」(以上)。そして、これらの問題への答えを略述した後、第1章から順に各章の要約を示す。

「資料」[pp. 8-9] 史料について、言語はペルシア語に加えてチャガタイ語とアラビア語、ジャンルは年代記、系譜、地方史、伝記ほか多岐に及び、農業や水文学 (hydrology) の手引書、会計・官僚業務手引書、さらには各種文書も利用したと述べる。特に参照した二次文献については、その著者名を B. B. Бартольд から S. Ando (安藤志朗) まで挙げている。

そして最後に、自分自身の貢献を「カリスマの日常化」の見地からティムール朝を考察したことと、当該の移行の過程、すなわち J. Aubin の表現を借りれば、「文化変容の力でトルコ人とペルシア人双方が不可避的に押し流される過程」の検討であるとする。

## 第1章 「カリスマの日常化 —— ティムール朝家産国家 ——」

「ティムール (Temür) とウェーバーによるカリスマの概念」[pp. 11 - 13] ウェーバーの類型学的分類を持ち出し、先行研究を活用してティムールのカリスマ性を検討する。カリスマの概念を最初にティムールに適用した E. Voegelin は、その高揚された姿の影響を受けた

が、実際はティムール自身がティムール像を巧みに操作したとし、*ṣāhib-qirān* という称号の選択、神的・靈的世界との交信の主張などに言及する。カリスマの決定的特徴、即ち臣下たちによる確証については、有名な Ibn 'Arabshāh の著作から象徴的な箇所を引用する。

◆本節において著者は、チンギス・ハンとアリーへの血統のつながりをティムール自身による操作のうちを含めているが、後者については、ティムール自身の操作とする十分な証拠は見当たらないはずである。

「戦利品経済の限界」[pp. 14–15] ティムールの帝国は戦利品経済に依存し、個人的支配を通じてのみ維持し得たので、カリスマ的権威の概念に一致するという。一方彼の子孫は、遊牧帝国から「合理化された官僚機構」への政治組織の変容を迫られたが、その主な障害が「チンギス朝の慣習への執着」と「トルコ・モンゴルの意欲の浸透」であったと述べる。

「ティムール朝の出自とチンギス朝の慣習」[pp. 15–18] ティムール朝王族とその追従者たちによって実践されたトルコ・モンゴルの慣習 *törä* について考察する。ヤサと重なり補完関係にあったが、「純」モンゴルの慣習と異なる点があることを指摘した上で、ヤサと同様な一種の不文「憲法」とする。ひとまず *törä* を「ティムール朝の慣習法であり、トルコ・モンゴルの慣習に基づいており、主に狩猟・騎馬・軍事規律・儀礼等の遊牧生活の諸側面に関わっていた」と定義し、さらに *Bābur-nāma* を引用して、その柔軟性を指摘する。

「近衛兵団 (*keshik*) の役割」[pp. 18–24] チンギス・ハンと同時代のティムールの祖先 Qarachar Noyan (著者は一貫して Noyan と表記) について、*Mu'izz al-ansāb* 中の記述に基づいて考察し、バルラス部が *keshik* に属したという『元史』の記事にも注目する。*keshik* は「王族世帯の精鋭軍・護衛・監督の役割をあわせ持つ」重要な制度であるが、ペルシア語文献では、C. Melville の言う「潜った (*submerged*)」制度であったと述べ、Qarachar がチャガタイのもとで *keshik* 長であったと推論し、さらに *yarghuchū* (ヤサ裁判長) でもあったとする。そして、ティムールのチンギス家やチャガタイ家への忠誠、*yarghu* 法廷 (ヤサ査問法廷) の堅持などをその家柄から説明し、ティムール朝の政治文化から *törä* を取り除くことは、事実上不可能であったと論じる。

◆著者は、本節における考察、特に『元史』の記事に関連して、手厳しい批判もある S. M. Grupper の研究成果 [川口 2007: 191] を活用しており、考察の過程・結果には不確かな部分が多いと言える。

「イスラーム法とティムール朝の *törä* の間の緊張」[pp. 24–28] まず、イスラーム的慣行と両立し得ない *törä* の諸側面のうち、代表的な *yarghu* 法廷と飲食について説明し、ヤサとシャリーアの関係が、モンゴル時代・ポストモンゴル時代を通じて議論された大きな「未解決問題」である (B. F. Manz) ことに注意を促す。そして、ムスリム法学者・宗教知識人が異口同音に *törä* の廃止を要求したこと、*Naṣā'ih-i Shāhrukhi* は 1411 年シャルフが *yarghu* 法廷と *törä* を廃止したとするが、Ibn 'Arabshāh はこれに懐疑的であること、イスラーム法においてトルコ・モンゴル系エリートの慣習への適応が図られ、*Mihmān-nāma-yi Bukhārā* などによれば、馬肉や馬乳酒の飲食が許容・正当化されたことを述べる。

「戦士の気風」[pp. 28–32] ティムール朝初期の政治組織がトルコ・モンゴルの称号、チ

ンギス朝の武官職序列、モンゴルの戦闘隊形に特徴付けられ、騎馬術・弓術・狩猟・遠征・巡回生活様式が重視されたとする一方で、古いトルコ語の諺を引用し、遊牧民にとって定住民への同化が危険と見なされていたことも指摘する。ついで、ティムール朝期戦士文化の顕著な表現として qazaqlıq を取り上げ、S. Dale による「政治的放浪」という訳語をあて、王位要求者とその支持者たちが放浪と侵略のうちに過ごした時期を指すとし、これが忠実な家臣団の形成期であり、臣下は僚友文化の特徴である献身的奉仕 (jānsipāri) を行い、主君は戦利品分配や武官職位授与で報いたと述べる。こうして keshik の古い枠組みが補強され、その成員は為政者の世帯の管理者でもあり、国家はこの世帯の延長であったと論じる。

◆本節で著者が、シャイバーニー・ハンの qazaqlıq に関して引用した評者校訂 *Shaybānī-nāma* の当該箇所 [fn. 75, 85] は、実は、その祖父アブルハイル・ハンに関する記事である (作者 Binā'i の誤解による)。あらかじめ旧ソ連ほかの先行研究を参照しておく必要があった [久保 1997 a: 49, fn. 36]。また qazaqlıq については、偉大な先人の事蹟の模倣、武将としての有能さの証明、忠実な家臣団の形成など検討すべき諸側面があることは確かであるが、著者の言うように、「慣習」や「社会政治現象 (socio-political phenomenon)」と見なすこと [p. 29] には違和感を禁じ得ない。

「家産国家」 [pp. 33-35] 家産体制における keshik の役割は重要で、「為政者が最も信頼する政治顧問や官僚の供給源」であり、「政府の枠組み」を構成したとし、また毒味役・酌人・料理人・鷹匠などの家内官職 (宮廷官職と見なすことに批判的) の重要性を指摘し、為政者との近しさを示す ichki/muqarrab という称号は近衛兵団 / 世帯組織の成員に与えられたとする。そして、行政部は「緩やかに組織され、それでいて階層的秩序を持つ」、個人的な忠誠や奉仕によって世帯長に結びついた人々の集団から成っていた、と総括する。

◆著者は ichki と muqarrab を同義と見なしているが [p. 34, fn. 92, p. 84, fn. 51]、同時代史料に ichki beg という称号が散見されることなどから、厳密には同義ではない可能性があり、また著者が根拠のひとつとする muqarrab al-ḥaḥrat という称号は、きわめて稀にしか見られない。

「共同主権とその結果」 [pp. 36-38] 家産成員からの支持と世帯長の正当性の長期的な維持には、「相当な金銭的誘因」が必要であったが、戦利品経済は行き詰まり、トルコ・モンゴルの共同主権の概念が状況を悪化させ、忠誠は脆いものとなったとする。そこで採られた手段が収益割当や免税であり、ティムールの子孫は鷹揚にソユルガルを与え、世襲ソユルガルが増加し、結局は長期的な資金不足に陥ったという。それゆえ土地所有と徴税の制度改革が試みられたが、これは必然的にトルコ系エリートの特権削減を伴ったと説明する。

「移行の過程」 [pp. 39-42] 遊牧帝国からの移行過程は、シャルフが首都をヘラートに遷した時に始まっていたと述べ、イラン系官僚知識人たちの影響下、ティムール朝は官僚国家の多くの特徴を取り入れ、また農業開発にも注意を払ったとする。結果として生じた構造は、ムガル帝国の研究において S. Blake が「家産官僚体制 (patrimonial-bureaucratic regime)」と呼んだものに相当するという。移行の過程で生まれた 2 つの傾向の競合は、トルコ・モンゴルの慣習とペルシア・イスラーム的なものの併存という結果を招いたと述べた

上で、「ティムール朝ルネサンス」は、単に文化上の現象としてではなく、「政治的・社会経済的再設定の、より広い過程の一部」と見るべきだと主張する。

## 第2章 「政治的放浪者から主権者へ —— Sultān-Ḥusain Bayqara の経歴 ——」

「血統・修養・保護者」[pp. 43-49] 節題事項について以下のように述べる。スルターン・フサインは1438年6/7月ヘラートに生まれたが、その父マンスールはティムールの長子ウマル・シャイフの孫にあたり、チンギス家の血筋も受ける。名門アミール家出身の母親も、両親ともティムールの子孫であり、チンギス家の遠縁でもあった。さらにフサイン自身は、当時崇敬の対象であった聖者アブドゥッラー・アンサーリーの子孫と称したが、おそらくこれは嘘である。「フサイン」は母方の祖父の名であり、彼の兄弟につけられた父方の祖父の名が「バイカラ」である。1452年フサインは従兄でホラーサーンの統治者 Abū al-Qāsim Bābur に仕え始めたが、この統治者はホラーサーンの荒廃を放置しており、良い手本とはならなかった。フサインは1454年のサマルカンド遠征の際にアブーサイド（在位1451-69）に近付いた。当初アブーサイドは温かく迎えたが、別の王子の反乱を契機に他の親族とともに彼を投獄した。釈放後はヘラートの Abū al-Qāsim Bābur の下に戻った。

◆著者は系譜確認において、スルターン・フサインの父方の祖母の名を、母方の祖母の名 Qutluq-Sultān と混同しているが [p. 44, fn. 7, 8], 正しくは Qutluq Terkān である。またフサインが父方の祖父の名をも取り込んで Sultān-Ḥusain-i Bayqara と名乗ったとするが [p. 47, fn. 14], 後代に定着したこの呼称は、同時代史料には見当たらない (Sultān-Ḥusain Mirzā(-yi) Bayqara という形は散見される)。なお、フサインの初等教育に関して著者は、師の名以外は「ほとんど何も判らない」と述べるが [p. 47], 同世代で学友とされるアリーシール (ナヴァーイー) の事例を参照することができたはずである。※以下の5節は、主に Khvāndamir, *Ḥabīb al-siyar* と Isfizārī, *Rauzāt al-jannāt* に基づいて、スルターン・フサインの活動および同時代の政治史を考察・整理している。概略を示す。

「Abū al-Qāsim Bābur 死後の政治情勢」[pp. 49-52] 1457年3月マシュハドで Abū al-Qāsim Bābur が死去し、以後2年間ヘラートは無政府状態となる。11歳の遺子が即位すると、アミールやワズィールらによる苛斂誅求が始まり混乱し、事態が終息した後、シャルフの曾孫イブラーヒームがヘラートを奪った。7月19日にはアブーサイドがヘラートを占領したが、反乱鎮圧のため出陣すると、12月25日イブラーヒームがヘラートを再占領し、結局住民は1年に3度 māl (租税) と shukrāna (即位御祝儀) を徴収された。翌1458年のホラーサーンは、カラコユルのジャハーンシャーを含み、群雄割拠の様相を呈した。

「メルヴと qazaqlıq の第I期」 [pp. 52-56] スルターン・フサインは Abū al-Qāsim Bābur の死の少し前にメルヴのサンジャル (父親の従兄弟) の下へ行き、その娘を娶った。しかし、サンジャル不在の1457年6/7月メルヴ支配を企てて失敗し、逃亡した。サンジャル軍に敗れ、最初はアブームスリムやティムールゆかりのマーハーン地域、ついでメルヴ・ヒヴァ間の荒野で冬営した。これが qazaqlıq の始まりで、家臣は25人しかいなかったとい

う。一方ヘラートでは1458年4月イブラーヒームの父アラウッダウラが迎えられたが、6月28日にジャハーンシャーが入城を果たした。その後アブーサイドとの間に和議が成立してカラコユンルは撤退、12月22日アブーサイドが正式にヘラートを再占領した。

「アスタラーバードと qazaqlıq の第Ⅱ期」[pp. 57-59] 1458年夏を過ぎるとスルターン・フサイン軍は1000人を超え、10月19日カラコユンルからアスタラーバードを奪い、フトバと硬貨に自身の名を用いた。1460年2/3月アブーサイドの大軍が迫るとフサインは逃亡し、以後のホーラズム砂漠での qazaqlıq 第Ⅱ期にウズベクの王族から支援を得ようとしたが、成果はなかった。1461年5月フサインはアスタラーバードを再占領し、同年8月末～10月初めアブーサイド不在のヘラートを包囲したが、これに失敗して退却した。

「qazaqlıq の第Ⅲ期」[pp. 59-60] その後ウズベクからワズィールを奪い、ヒヴァとウルゲンチも獲得した。1464年にはトルシズ近郊において80-90人の軍でアブーサイドの大軍を破るが、結局逃亡した。第Ⅲ期の qazaqlıq は約7年半と長く、その間ウズベクの英主アブルハイル・ハンの支援を得ようとしたが、アブルハイルは1468年に没した。

「ホラーサーン征服とヘラートでの即位」[pp. 60-67] スルターン・フサインは1468年12月から翌年3月までホラーサーン征服を試みる。1469年2月5日アゼルバイジャンでアブーサイドが敗死し、敗残兵がフサインに合流すると、アブーサイドの遺子たちはホラーサーンを諦めた。同年3月24日フサインはヘラートを獲得し、宗教知識人層を安心させる布告を出し、アブーサイドの娘と婚姻した。また自身の居所として新たな庭園を建設し、はじめて *bih būd* という定型句（著者が新解釈を提示）の入った硬貨を製造した。この際フトバと硬貨にシーア派12イマームの名を挙げようとしたが、著者はこれを、民間イマーム信仰やカリスマ的スーフィーの影響と考えている。フサインが9月アクコユンルに支援されたシャルフの曾孫ヤードガール・ムハンマドをマシュハド近郊で破ると、ヤードガールはさらなる支援を得た。フサインは1470年3月4日に出陣したが、敵方への増援部隊到着の知らせに、アミールや兵士たちが寝返って逃亡し始め、7月5日ヤードガールがヘラートを占領した。しかし、フトバではアクコユンルのウズン・ハサンの名が先行し、またアクコユンルのアミールたちの圧制がヘラートの情勢を困難なものとした。8月21日の夜、約850人の軍を率いたフサインが到着し、ヤードガールは捕えられ処刑された。

◆著者は、スルターン・フサインがフトバと硬貨にシーア派12イマームの名を挙げようとしたとき、厳格なハナフィー派の権威者たちが止めたとのみ述べるが [p. 62]、事態を把握するには、複数の同時代史料がアリーシール（および他のアミールたち）の貢献を伝えていることにも注意すべきである。

「ティムール朝の二元的行政機構」[pp. 67-72] まず S. Ando らの先行研究に基づいて、以下のような概観を示している。ティムール朝の政治組織は、世帯護衛組織から興ったので、軍事が支配的でチングス朝の武官職序列に基づいており、世帯奉仕の職を意味する官職もあった。さらにオアシス定住民支配のためディーワーンという伝統的なペルシア・イスラーム的行政組織を必要とし、軍務を扱いバルラス部に支配された *divān-i tuvachī* と、行政・

財務を扱う *divān-i a'lā* があった。後者はワズィールの称号を持つタジク（イラン）人書記、前者はウイグル人書記（バフシ）に起源を持つトルコ人書記が職員であり、両方とも最上位にアミールたちが位置し、彼ら「偉大なるアミールたち」の長が *amīr al-umarā'* であった。以上の概観の後、スルターン・フサインの即位時、先行する為政者に仕えた官僚たちが任用され、アブーサイドに仕えていた有力アミールたちも新政権に加わったことを述べ、フサインの乳兄弟アリーシールも含めて、その個人名・官職・部族名などを列挙している。

◆著者はティムール朝初期の行政機構について、*yarghu* 法廷に関わる *divān-i buzurg* と *divān-i a'lā* を同一視するが、実証された史実とは言い難く [Manz 1989: 169–71; 川口 2007: 178–79]、この前提の上に *divān-i a'lā* と *divān-i māl* を同義とする [p. 69] のは無理があると思われる。また有名なアリーシール（ナヴァーイー）を本節や他の箇所でも '*Alishīr Uighur* という名で示しているが [p. 72, 85, 231, 233]、同時代史料ではあり得ないことであり、彼は、通常名前に部族名を伴うトルコ系の有力アミールたちとは、立場も出身部族との関係も異なっていたはずである [久保 1997 b: 169–70]。

「スルターン・フサインの経歴年表」 [p. 73] 1457年3月からヘラート再征服までを年表化している。ただし、1457年3～7月を「メルヴ支配」とするのは不注意な誤りであろう。

### 第3章 「変革への挑戦 —— 集権化改革とその敵対分子 ——」

本章における主な史料は *Khāndamīr* の *Ḥabīb al-siyar* と *Dastūr al-vuzarā'* である。

「財政難と短期的解決策」 [pp. 74–76] スルターン・フサインの最初の即位時、臣下への恩賞、人員の補充、他の王族への軍事的対応、戦乱による農業の衰退により、国家の財力維持のためには、人頭税その他非合法的な税を含む、尋常ではない手段が求められたとし、不正を働いた高官からの罰金や財産没収さえ規則的収入源と見なし得ると述べる。対ヤードガール遠征の際には、人頭税 (*sarshumār*) や居住税 (*sarāshumār*) が課され、軍支援税 (*zar-i lashkar*) の査定まで準備されたため、ヘラート住民の暴動を招いたことに言及する。

「即位の際の象徴的措置」 [pp. 76–79] 再即位の際には財政と徴税に関する長期的政策を採用する必要があったとし、即位の翌日スルターン・フサインが、ヘラートの町 (*balda*) と周辺諸地区 (*bulūkāt*)、諸地方 (*vilāyāt*) から2年間臨時税 (*vujūh-i khārijī*) と軍支援税は徴収されないと宣言したこと、さらにその翌日全従者を連れてアンサーリー廟を訪れ、アブーサイドの政策にあわせて町を治めると宣言したこと、自身とその家族がシャリーアを疎かにしないと誓ったこと、宗教知識人たちの職位を承認したことなどを述べる。

「官僚政治の専門職化」 [pp. 79–82] 上述の象徴的措置に加えて、スルターン・フサインは特定の専門職官僚を任用したが、治世初期では *Majd al-Dīn Muḥammad Khvāfī* の登用が最も重要であると述べる。ついで、この人物の父親 *Pir Aḥmad Khvāfī* が、シャルフの下で30年最有力ワズィールであったこと、会計書体 (*siyāq*) や財務台帳 (*daftar*) などによる官僚業務を財務庁に導入したこと、練習生のため「包括的会計業務手引書」 *Baḥr al-siyāqa* の要約作成を命じたことなどを述べ、さらにこの要約 *Shams al-siyāqa* の内容を

概観する。息子 Majd al-Dīn の方は文書起草官や1王子のワズィールの経験があった。

「1人のペルシア系官僚がトルコ系軍事エリートに立ち向かう」[pp. 82-89] 著者はまず Majd al-Dīn の経歴が「競合するトルコ・モンゴル系とペルシア・イスラーム系の観念領域の境界を越えた結果を鋭く例証する」と述べ、以下具体的に考察している。彼はスルターン・フサインの下で当初 mustaufi (監査官) であったが、1472年現金不足の解消を約束して parvānachi (財務命令担当官) に任じられ、嘆願書の提出、議事録の記録、法令の裏書きなどの権限も与えられた (*Mu'izz al-ansāb* の解説を引用)。ここで著者は、彼が muqarrab/ichki と呼ばれたこと、すなわち王室世帯/近衛兵団に属し、通常トルコ系軍事エリートのための特権を有していたことが非常に重要とする。結局 Majd al-Dīn はあまりに完全な支配力を持ったため、アミールや財務官僚たちに強く反発され、横領の罪で投獄されたが、謝礼を支払って釈放された。1487年 Majd al-Dīn は再登用されるが、これに先立つアリーシールのアスタラーバード赴任について著者は、諸説をふまえた上でアリーシールの失寵と判断し、ある細密画 [Fig. 5] の興味深い謎解きを示す。Majd al-Dīn の方は仇敵ワズィールからの財産没収により巨額の資金を調達し、絶大な権力を握ることになる。

◆著者は *Aḥsan al-tavārikh* に見られる、フサインから Majd al-Dīn への九跪の許可や charqab 授与の記事を重視するが [pp. 84-85]、この史書の完成年代 (1577年) を考慮すれば、何らかの説明が必要である。また著者は、有力アミールが Majd al-Dīn への権力集中を非難する言葉の説明において、members of the household guard (世帯護衛組織成員) という表現を用いているが [p. 85, fn. 55]、これに相当する語句 (ichki, muqarrab など) は *Dastūr al-vuzarā'* の当該箇所に見当たらない。

「Majd al-Dīn Muḥammad の集権化改革」[pp. 89-95] 2度目の権力掌握期の3年間 (1487-90) に Majd al-Dīn が財政改革を目指したとし、同時代史料で「アミールたちや muqarrab たちの利益の門を閉ざし」たとされること、農民・職人に行政税 (ikhrājāt) その他非合法的な税 (qalānāt) を免除したこと、財務上の不正に関わった者の逮捕・財産没収を断行して悪弊を減らしたこと、軍と ichki たちへの俸給・手当を全て支払ったことを挙げ、この種の財政統制は中世ペルシア・イスラーム的な正義を示していると述べる。また Majd al-Dīn の政策がアリーシールの賛同を得られなかった理由に関しては、莫大な個人資産・収入源を保有したアリーシールの、国庫金横領の可能性を指摘する。そして、より広い意味でこの改革がティムール朝家産国家を根幹から揺るがすものであったとし、軍事エリートや世帯組織の成員たちが反 Majd al-Dīn で共謀したこと、不満を持つアミールが反乱を起こしたこと、アミールたちの団結に不安を感じたフサインがやむなく Majd al-Dīn を解雇したことを述べる。Majd al-Dīn は身を隠しつつ有力者の仲介で復職を画策したという。

◆アリーシールの国庫金横領について、評者自身もその可能性を否定はしないが、著者が重視する muhrdār 職 [pp. 90-91] からは、彼はすぐに身を引いており、amir-i divān-i a'lā 職も長くは務めなかったはずである [久保 1990: 25]。なお、脚注 83 において、典拠として *Dastūr al-vuzarā'* の 443-44 頁が挙げられているが、本文の書き方から判断する限り、413 頁の方が適切である。



「ティムール朝末期イランにおける *yarghu* 法廷の審理」[pp. 95–99] 出頭した Majd al-Dīn に対して開かれた *yarghu* 法廷について考察する。彼はタジクであるが、*muqarrab* であったため世帯護衛組織の成員と見なされ、*törä* に従わねばならなかったと説明する。ついで、列席者のうち史料中に名前が見える王族・アミール・ワズィールらを確認した後、Majd al-Dīn が毎日独自の判断で出した約 700 の *parvāna*（財務命令書）などが問題とされたことや、下級官吏を査問役とする侮辱と周囲の冷たい反応に Majd al-Dīn が諦めて国庫金横領の自白書に署名した経緯を述べる。彼の全財産が没収されたが、その量はフサインを失望させる程多く、さらなる没収が行われたこと、また、結局 Majd al-Dīn は逃亡して 1494 年殺害されたが、彼が残した巨万の富の行方が取沙汰され続けたことにも言及する。

「ティムール朝財政における継続問題」[pp. 99–102] Majd al-Dīn はあわせて 10 年、2 度の権力掌握期に行政・財政改革の目的を達成したが、ティムール朝エリートに「集権化された官僚国家への完全な移行が課す犠牲を払う」つもりはなく、また自由な下賜による激しい財政分権化も災いしたと説明する。Majd al-Dīn 放逐後は悪弊が復活したとして、特に安易な人頭税徴収の例を挙げる。そして、類似例として同時期のアクコンルにおける Qāzī ʿĪsā の改革（1489–91）に言及した後、気儘な現金徴収が経済を沈滞させ規則的国家収入の確立を妨げたことは重要な問題で、長期的解決策の定式化が急務であったと論じる。

◆著者は本節において、Majd al-Dīn による改革の顛末を、「かくて全ての物語はアリーシールを筆頭とするアミール連合の勝利に終わった」と総括するが [p. 100]、そもそもアリーシールと他の有力部族のアミールたちとは拠って立つ土台が異なり、両者の関係は微妙である [久保 1997 b: 169–70]。

#### 第 4 章 「長期的解決策の模索 —— ホラーサーンと農業上の要請 ——」

「農業擁護論 —— ティムール朝の君主鑑 ——」[pp. 103–14] 急襲と掠奪が遊牧民的経済観の柱であるが、ササン朝に遡る伝統的「君主鑑」が「国家安定のための農業の重要性を立証する手段である」とし、A. K. S. Lambton らの先行研究を活用して以下のように述べる。ティムール朝に大きな影響を及ぼした古典作品によれば、政治的安定は為政者による正義の実践に依存し、正義は 4 つの階級で構成される社会の均衡の維持である。特に広まった良い王権の指標の 1 つが農業植民と灌漑網の拡張であり、農業の重要な役割は、有名な「正義の環 (the circle of justice)」の格言、即ち「軍なしに王権はなく、収入なしに軍はなく、農業開発なしに収入はなく、王の正義なしに農業開発はない」に明快に表現されている。

〈*Naṣā'ih-i Shāhrukhī*〉 1411–17 年ヘラートの説教師でハナフィー派の法学者・伝承学者 Jalāl al-Dīn al-Qāyini が著した、ティムール朝為政者のための最初の統治指南の書について、農民に対する正義について詳説し、徴税人を警戒するよう呼びかけていること、モンゴル期からの非合法的な税に非常に批判的であり、寄進財産への課税をも非難していることなどに言及する。また現存唯一の写本はシャルフ個人用に書写されたと推論している。

〈*Akhlāq-i Muḥsinī*〉 有名な説教師・文人の Ḥusain Vā'iz Kāshifi が王子 Abū al-

Muḥsin のために著し、1501/02 年スルターン・フサインに献呈した作品について、社会の 4 階級を人間の 4 体液に、社会の安定を人間の健康に喩えていること、農民の経済的価値を会計用語で説明し、財庫を財務台帳の借方、農民を貸方としていることなどを述べる。

〈*Mukātabāt-i Rashīdī*〉 イルハン朝期の宰相ラシード本人による書簡ではなく、A. H. Morton によればシャルフ期の贗作であるという。偽ラシードが為政者には現金・武器・衣食の 3 つの支出用財庫が必要で、収入用財庫は農民自身であると語っていること、大がかりな灌漑事業に関する書簡も含まれることなどを述べ、自らをラシードに重ね合わせていた当時のワズィール Pir Aḥmad Khvāfi (既出) が贗作の作成を指示した可能性を指摘する。

「ホラーサーンとヘラート地域の農業」[pp. 114-19] ホラーサーンは豊かな農業生産力と発達した都市文化を持ち、ハリールド流域の都市オアシス農業は早くから集約的で高度に専門化されていたと述べ、ティムール朝は耕地拡大・農業強化に貢献したとする。

〈ティムール朝農業手引書：*Irshād al-zirā'a*〉 1515 年 Qāsim b. Yūsuf Abū Naṣrī が著したこの書は、スルターン・フサイン時代のヘラート地域で実践された灌漑集約農業を説明しており、大半が果物・ブドウ・園芸野菜・花などの栽培に割かれ、害虫駆除・接ぎ木・養蜂（受粉のため）などの方法や菓子・ジャム・ピクルス・調味料の作り方で記されているが、広域土地利用が必要な穀物・豆類の栽培の説明は、全体の 1 割未満に過ぎないという。

「農業拡大と水利事業」[pp. 119-28] 農業強化は人口密集と関係するとし、フィールド調査によればハリールド流域の灌漑用水路沿いの人口密度が 1000 人/km<sup>2</sup> に達すると述べ、ついで同時代史料により、15 世紀後半までにヘラートは周辺村落地域とつながった都市塊、つまり中世イスラーム都市研究において J. Aubin らの言う「村落都市連続体 (rural-urban continuum)」になっていたとする。

〈ヘラート地域の人口〉 15 世紀ヘラートの人口確定は現実味のない課題としつつも、諸史料の記述や様々な研究者による推計を紹介し、最盛期には市域だけで 50 万人以上という「途方もない」説や、市域のみが 45,500 ~ 60,000 人、vilāyat が 14 ~ 15 万人、大ヘラート地域が 30 ~ 40 万人という「より控え目な」ティムール朝以前の人口概算などに言及する。

〈灌漑網の拡大〉 ホラーサーンの大部分は灌漑が必要な土地であり、灌漑技術には、(1)大河からの支流運河 (nahr/jūybār) とそこからの用水路 (jūy) 網、(2)地下用水路 (qanāt/kāriz)、(3)レンガや石の堰堤 (band) や土塁の 3 種類あったとする。運河掘削や堡壘建設が名君に特徴的な偉業とされたことは、初期ティムール朝による灌漑事業の動機を高め、配水においてさえ国の指示や統制が明らかであったが、それでいて地域協力も必要とされたので、ホラーサーン農業は、国家や個人の投資と小規模灌漑農業の効率の良い組み合わせであったと述べる。ティムールは様々な運河の建設・修復に取り組んだが、アミールや高官たちにも運河建設を命じた痕跡があるという。ティムールの子孫はメルヴ・ヘラート・マシュハドの主要 3 地域の農業再確立に積極的であったと述べ、シャルフがメルヴ地域で用水路の整備・再開と堰堤の再建を命じたこと、ヘラート地域でのシャルフの運河（用水路）整

備・修復政策が諸史料に散見されること、アブーサイドがヘラート地域で用水路を建設して耕作地を拡大させ、マシュハド地域再開発にも従事して堰堤を建設したこと、スルターン・フサインがメルヴ地域とヘラート地域の灌漑網拡張を継続したことに言及する。

「スルターン・フサインの農業への関心 —— ティムール朝期の庭園 ——」 [pp. 128-32] 同時代史料は、スルターン・フサインが前例のないほどホラーサーン、特にヘラート地域の農業開発を進め、自らも草木に関心が強く害虫駆除の知識まで持っており、その影響を受けたヘラート住民も農業開発に夢中になったと伝えるが、著者は、農業開発流行の決定的要因は軍事・行政エリートの関与であったと論じる。ついでフサインの庭園/果樹園への関心とティムール朝の庭園造営の伝統に言及し、王族やアミールによる庭園造営の実例を列挙する。そして、フサインが即以後すぐ建設に着手した新たな主庭園/居所 *Bāgh-i Murād* (のち *Bāgh-i Jahānārā* と改名, 111 ha) について、その内部を同時代史料から窺う。

「*Mirak-i Sayyid Ghiyāṣ* —— 農耕学者・造園家 ——」 [pp. 132-36] まずスルターン・フサイン期の史料が農業の専門家について貴重な情報を提供することを指摘し、ついで、主に上述の *Irshād al-zirā'a* に基づき、フサインが農耕学者・造園家 *Mirak-i Sayyid Ghiyāṣ* を召し抱えており、*Irshād al-zirā'a* の著者はその助手と思われること、*Mirak* は農耕諸科学と水文学的管理 (*mīrābi*) の見識が高く、専門的技術・知識を世襲していたことなどを述べる。また *Mirak* が、フサインによる王立庭園の建設、ブハーラー移住後はウズベク為政者の王立庭園の建設に従事し、インドのバーブルの庭園建設にも関わったと述べ、その没後には息子がインドに移住し、父親の意匠に忠実な庭園を建設したことにも言及する。◆著者は、根拠を示さずに「*Mirak* はペルシア系であるにも関わらずティムール朝軍事エリートの高位の成員であった」と述べ、続けてアリーシールとの交際に関及するが [pp. 133-34]、アリーシールの交友関係は、交際相手の職位に基づくようなものではなかったはずである [久保 1990: 45-49]。

「配水と記録保存」 [pp. 136-41] 関連先行研究やウィットフォーゲルを参照しつつ、灌漑集約農業の強化には、高度な「水力管理」が要求され、ヘラート地域の成功は、「収穫登記簿・配水様式記録・財務台帳」の維持によるとする。当時のヘラート地域の配水様式を記録するのが、*Irshād al-zirā'a* の著者による水文学手引書 *Ṭarīq-i qismat-i āb-i qulb* であるが、この配水様式はティムール朝以前すでに確立されており、アブーサイド治下ヘラートのムフタシブによって確認され、全ての *mīrāb* (配水管理官) が従う標準的慣行となったと述べ、地域の慣習による分水システムが宗教的権威によって是認される慣行に言及する。そして、この作品の執筆時に記録局 (*daftarkhāna*) の台帳が参照されたという事実から、配水システムの中央制御が確認されるとする。また、この書の情報源に上述 *Mirak* も含まれ、彼が世襲の *mīrāb* でもあったことや、伝統的な *mīrāb* 像についても述べる。

「中世の管理会計士 —— *Qāsim b. Yūsuf Abū Naṣrī* ——」 [pp. 141-45] 上述の農業手引書と配水様式手引書の著者 *Qāsim b. Yūsuf* に注目し、著述の際に上述の記録局台帳のほか収穫登記簿も利用していること、元々は 'ilm-i siyāq (会計書記術) を学んだ *siyāq* 書

体の熟練者 (sāyiq) であったこと、農業活動の管理が 'ilm-i siyāq の 1 部門と見なされていたことを指摘し、Qāsim が今日言うところの「管理会計」に熟練していたと推論する。そして中世の農業管理者が、siyāq 表記での登録や財務報告の作成のほか、収穫見積り、税査定、測量など広く関連分野に通じていたと述べ、簿記と精密科学の深い関わりを説明する。◆次節以降では、事実として Qāsim がアンサーリー廟の会計士であったと言及されるが [pp. 146-47, 205], なぜか肝心の本節において、この事実が明確に示されていない [pp. 142-43]。

「ティムール朝期ヘラートにおける会計士の就業機会」 [pp. 145-47] 15 世紀後半のヘラートにおいて会計士は人気の職業であったとして Daulatshāh による証言を引用し、また幾つかの重要なペルシア語会計手引書のティムール朝末期写本の存在を指摘する。当時、十分な知識を身につける前に会計士が雇用される事態に陥っており、これほどの需要拡大はもっぱら、寄進活動の増加を主要因とする、ヘラート地域の農業拡大によると説明する。

## 第 5 章 「篤信と実用主義 —— イスラームの宗教的寄進の役割 ——」

「ホラーサーンにおける寄進活動」 [pp. 148-50] 先行研究に基づいてワクフの基本的理解を示した後、ティムール朝下支配的であったハナフィー派では、不動産だけでなく現金や免税権のような手段など動産の寄進も認められること、寄進者自身やその子孫の管財人への任命が許されることなどを述べる。ホラーサーンでは 15 世紀後半に前例のないほどワクフが増加したとし、有名なアリーシールやスルターン・フサインの寄進活動に言及する。

「慈善寄進と家族寄進」 [pp. 150-54] 慈善ワクフと家族ワクフの区別は難しい場合が多く、当該時期に支配的であったのは両方の目的が「混合した (mushtarak)」寄進であると述べ、寄進対象にはマドラサやモスクのほかに、聖者・学者の聖廟や為政者およびその家族の霊廟も多く、ティムール朝期最も頻繁に寄進された建造物が埋葬記念建造物であったらしいと指摘する。そしてワクフが、特にハナフィー派に従えば、「魅力的な財政手段」であり、相続法による家族財産の分散を防ぎ、寄進者とその子孫に管財人としての強い影響力を授け、寄進財産に税制上の特権を与えたと述べ、さらに、安全な長期的投資としての価値もあり、余剰収益により新たな財産を獲得できたので、資本蓄積の余裕があったことに言及する。

「寄進者としての女性 —— 動機の立証 ——」 [pp. 154-58] 中世イスラーム社会では女性が寄進者として顕著な役割を果たしたとし、その例をマムルーク朝期カイロ（現存寄進文書の約 30% が女性名義）などに求める。概して相続法は女性に不利で、世襲家族財産の支配権は男系子孫が握る傾向にあったが、それでも女性は財産を保ち、特に王室やエリートの女性は寄進により財産を守ったとする。そして、ティムール朝期ホラーサーンにおける寄進財産激増の理由にエリート女性の活発な寄進活動を挙げ、13 人の女性寄進者に言及し、また寄進財産の女性管財人を原告・被告とする訴訟の発生率が高かったことも指摘する。

「ワクフの経済的重要性 —— 論争は続く ——」 [pp. 158-63] 著者はワクフ保有の広がり把握するため、後出 Afaq Begim の寄進財産に隣接する不動産を分析し、ワクフが

milk（私有財産）に次いで多く、全体の20%、賃貸中のものを含めると30%に達することを明らかにし、非常に分権的な土地所有状況の中でワクフは増加していたと推論する。型通りの見方では、ワクフは経済発展さらには国家建設にまで障害であったとされるが、寄進財産に見られる短期貸借契約の意義や規定、ティムール朝末期ですら収益の最低10%という寄進財産への課税を検討し、さらにR. D. McChesneyらの研究に基づいて、新たな財産購入による再投資や交換等法的手続きによる事実上の売却など、経済活動におけるワクフの肯定的・動的役割に言及する。利益への期待は、寄進文書に余剰収益への言及が多いことや、管財人の給与が全収益の分数やパーセンテージで規定されたことに裏付けられるとする。

◆著者は、Afaq Begimの寄進財産の所在地を、不動産が高価格の地域と推定し、根拠として、隣接不動産を所有した「個人の多くがティムール朝期ヘラートの政治・宗教エリートの成員であった」と述べるが [p. 159]、評者が確かめた限り、他史料で同定可能な人名は非常に少ない。

「失政の歴史」 [pp. 163-65] イラン中世史料には寄進財産管理者による不始末や不正への言及が多く、国が任じたサドルまでも横領や浪費を恥じなかったことを指摘する。そして、正確な記録保存や周到な配水管理を要するホラーサーンの集約農業では、寄進財産管理における財務会計技術の重視が、大きな成功の土台になると論じ、イルハン朝期を例に、先行する時代の問題の多くは財務上の専門的知識の欠如によるとし、15世紀前半上述のPir Aḥmad Khvāfiが導入した財務会計技術が寄進財産管理に利用された可能性を指摘する。

「ティムール朝期の文書記録」 [pp. 166-67] ティムール朝期ホラーサーン中核地域のワクフ文書はほとんど現存せず、スルターン・フサイン治世に直接関わる現存寄進文書は、アリーシールのワクフ文書とAfaq Begimのワクフ文書のみで、後者は唯一の原文書である。

「Mīr ‘Alīshīr Navā’īのワクフ文書」 [pp. 167-71] 有名なIkhhlāshīya複合施設に関する多くの寄進文書の要約を含むが、正規の文書ではなくチャガタイ・トルコ語の文学作品であり、全体としては弁明書であるという。この複合施設がネストリウス派教会・修道院跡地にあり、マドラサ・ハーナカー建築アンサンブルのほかにモスク、浴場、病院、邸宅があったこと、マドラサとハーナカー双方にgunbad（霊廟く丸屋根建造物）があったこと、寄進財産が26の商業物件と数多くの農業財産・灌漑用水路から成っていたこと、管財人（mutavalli）、財務監査人（mushrif）、財務担当者（ṣāhib-jam’）がいて、財務報告書を作成していたこと、寄進者が管財人ではなく管財人の俸給が珍しく固定給であったことなどを述べる。最後に職員の職名・人数・俸給年額（現金と現物）の規定を一覧表示している。

◆著者は脚注で、このワクフ文書の「不完全なベルシア語訳」の弊害に触れているが [p. 167, fn. 85]、同様な意味で、1926年バクー刊のアラビア文字活字テキストにも言及しておくべきであろう。

「Afaq Begimのワクフ文書」 [pp. 171-89] スルターン・フサインの妻の1人Afaq Begimがヘラートの王立マドラサ複合施設内の自身の霊廟に寄進財産を設営した文書（1506年7月22日付）で、形式的提訴に応じた2つの確証裁定（同年7月28日付と8月8日付）と現実の訴訟の裁定も付されているという（先行研究の誤りについて脚注で詳述）。

◆本節および他の箇所において、なぜか著者はこの文書をスルターン・フサイン治世に属すると述べるが [p. 167, 171, 240]、フサインは 1506 年 5 月 5 日に没しており、厳密にはこの君主の治世後である。

〈寄進者〉文書冒頭部が失われ、寄進者の名が示されていないが、上述 3 つの確証裁定に Afaq Begim の名が挙げられているという。Afaq の父がスルターン・フサインの qazaqlıq 最初期からの臣下であったこと、その名は *Bābur-nāma* に見られる Afaq (非常に白い) がトルコ語本来の形であることを述べ、彼女とパーブルの関わりにも言及する。

〈寄進対象施設とその所在〉この gunbad は独立した建物で、マドラサ内にある夫の gunbad と廊下でつながっていたという。近くにハーナカーがあり、マドラサとハーナカーを対にし、それぞれに gunbad を含むのが、ティムール朝建築設計の特徴であると述べる。

〈寄進財産の管財人〉Afaq 存命中は彼女自身を管財人とし、その権限には、職員の任免、俸給額の変更、諸規定の変更、さらには寄進対象施設の変更まで含まれ、次の管財人（子供がおらず寄進者が任命するだけ規定）が「先例と見なさぬよう」特に指示しているという。

〈設営時期と寄進者の動機〉この寄進文書の日付は夫スルターン・フサインの死（1506 年 5 月 5 日）からわずか 2 ヶ月半後であり、東方イスラーム世界で認知されるパターンに合うという。夫の急死、2 人の君主の共同統治、ウズベク軍の侵攻という当時の政情不安を寄進の要因とし、近い時期のサマルカンドにおける 2 つの類似例にも言及し、「相続法や夫の政治的敵対者から財産を守ることを第一の動機と見なす。さらに、マムルーク朝の事例を参考に、Afaq の動機が夫のワクフ政策と隔たっていなかった可能性を指摘する。

◆著者は、参考に挙げた女性寄進者 Ḥabiba-Sulṭān Begim を「寡婦」としているが [p. 179]、「付録 1」で確認できるように、寄進時に彼女の夫 Sulṭān-Aḥmad は存命中である [pp. 248 - 49]。

〈寄進行為の実行〉既述のように、Afaq の寄進に対して、形式的提訴ではなく現実の訴訟が起こされたが、この訴訟の裁定の存在により、彼女の寄進行為が実行されたことが判るとする。ウズベクのヘラート占領（寄進文書認証の約 10 ヶ月後）の後は、その寄進対象施設の性格から、Afaq の寄進財産は徹底的に掠奪され、寄進文書が取り除かれたと推測する。

〈寄進財産の分析〉Afaq の寄進財産は 236 という膨大な数の物件から成り、うち 134 の物件の説明は寄進文書に欠けているが、2 つの確証裁定に簡単な説明が見られるという。以下、寄進財産がホラーサーン東部全域に分布すること、商業財産は店舗・製粉所・灌漑用水路などであり、農業財産は小村落全体 (mazra'a), 耕地, ブドウ園, 庭園 / 果樹園などであったこと、多くの場合部分的所有権 (sahm) しか持たなかったことなどを指摘する。

〈寄進財団と職員の諸規定〉寄進財産の受益者は施設自体、その職員、参詣者、ムスリム貧民であり、寄進財産によって支えられる活動は、継続的コーラン朗唱、祝祭などにおける饗応、11 人の学生に対する伝承学と法学の教育であることを述べ、饗応については食材の種類・量の規定一覧を示す。ついで職員の職名・人数・俸給年額（現金と現物）の規定を一覧表示し、宗教知識人のほか厨房スタッフや守衛職員、さらには管財人と連携する管理職員、即ち財務主任 (ṣāḥib-jam'ī kull), 会計士 / 簿記担当者 (ṣāḥib-daftar-i jam'), 財務監

査人、農業管理人 (šāḥib-nasaq-i zirā'at) もいたことに注意を促し、4人とも財務会計・簿記に熟練していたと推測する。農業管理人が、農業財産の年次視察や収支報告のほか、管財人の台帳管理や財務主任の支出命令にも関わり、その責務が農業活動の監督にとどまらないことを指摘し、さらに、後の規定変更で農業管理人職が最高給となったことに言及する。

「ティムール朝期ホラーサーンにおける寄進財団の財務管理」[pp. 189-91] 14-15世紀の寄進文書の分析により、ティムール朝期ホラーサーンの寄進対象施設の管理は、他の地域より会計・監査機能を重視しているとし、上述2例以外にも財務管理職員の雇用規定が見られることなどに言及する。他地域には珍しく専門職的財務管理者が関わったホージャ・アフラルの寄進財団については、寄進者のホラーサーン滞在経験の影響と説明し、財務管理の重視はホラーサーン、特にヘラート地域の集約農業と直接的な関係があると推測する。

## 第6章 「聖者と書記 —— 農業管理の媒介物としてのティムール朝期聖廟 ——」

「中世イランにおける聖者崇拜と墓参詣」[pp. 192-95] 伝説上の人物も含めて「ムスリムの学者・聖者・神秘家の聖廟は中世イスラーム世界の文化的景観における遍在的特徴」であるが、法学者は概して墓参詣に肯定的ではなく、メッカ巡礼をまねた儀礼は全法学者に非難されたという。しかし、著名法学者を伴ったシャイバーニー・ハンが、巡礼月にヤサヴィー廟で巡礼衣 (ihrām) を着て墓の周囲を巡回 (ṭavāf) し、マシュハドのレザー廟でも同じことを行ったように、聖廟巡礼の慣行は宗教社会生活に不可欠のものとなっており、9世紀に興った巡礼案内という文学ジャンルが、その広まりを証明していると論じる。

「人気聖廟の正当化機能」[pp. 195-98] まず先行研究に基づいて、墓上の建造物がハナフィー派では問題がなかったこと、その建設の活発化がトルコ・モンゴル系為政者による支配正当化の努力であったことなどを確認する。ついで、ティムール朝の寄進財産の主要な受益者が聖廟であり、宗教知識人は聖廟複合施設で職を得、民衆説教師 (vā'iz/nāsiḥ) は聖廟を活動の場とし、施設の社会福祉機能は政権の道徳的名声を高めたとする。また聖廟が巡礼者をひきつけ、巡礼者は聖廟周辺の商業開発 (店舗・浴場等の建設) を求めたと述べる。

「農業管理の媒介物としてのティムール朝期聖廟」[pp. 198-200] ティムール朝期聖廟複合施設が「農業開発と農業管理の媒介物」でもあったとし、農耕地・水利権を主とする寄進財産の所有と、「大規模農業企業」を運営できる専門的知識・能力の保持に注意を促す。そして、成功の重要な鍵が財務管理の充実であったとし、他地域や他宗教の例を挙げる。

「ヘラートとマシュハドの聖廟」[pp. 200-07] ホラーサーンにはスーフィー権門家系 (dynastic family) の聖廟がありふれていたが、大規模開発に選ばれたのは、広く民衆にアピールする個人の墓であり、ヘラート、マシュハド、バルフに最も顕著な例があるとする。

〈ヘラートのアンサーリー廟〉ヘラートの北方約4-5 km にあり、被葬者アブドゥッラー・アンサーリーは11世紀のハンバル派伝承学者・スーフィーで、ティムール朝のイスラーム回帰や反体制運動抑圧の「完璧なシンボル」になったという。次に L. Golombek ら

の先行研究を利用して、アンサーリー廟は13世紀末までには発展していたが、目立った建造物がなかったこと、シャルフが囲い(hazīra)を建設して寄進を行ったことなどを述べる。スルターン・フサイン期には、王族その他有力者の共同墓地や政治的宣言の場となっており、軍事・行政エリートによる寄進が諸史料に数多く言及され、フサイン自身による寄進も、管財人任命権の保持から明らかであるとする。最後に、アンサーリー廟が首都圏で最も発達した聖廟複合施設として、他の類似施設の管理者の訓練の場となっていたと推論する。

◆著者はスーフィーとしてのアンサーリーについて、著名なスンナ派神祕家と並び称されることにしか触れていないが [p. 202], 当時大きな影響力を持ったアリーシールは、学者と霊知者(‘arif)の両立がイスラーム指導者の理想と考え、アンサーリーをその体現者と見なしている [久保 2008: 213-14]。

〈マシュハドのアリー裔廟〉有名なアリー・レザー(シーア派第8代イマーム)廟はイルハン朝の保護と巡礼により13世紀に繁栄したが、ホラーサーン最大級の都市に発展したのは15世紀初頭であると述べ、シャルフ期の巡礼・寄進・建設活動や後の灌漑設備の建設・修復に言及する。特定家系に属さないティムール朝エリートが聖廟管理に関与したことを指摘し、管理者たちが強力な団体で、農業や農業管理に関与したと思われる証拠を挙げる。

「ティムール朝の新たな開発事業 —— バルフのアリー廟 ——」 [pp. 208-20]

〈奇跡的発見か宗教的ペテンか〉1480/81年バルフの東方2-3kmのKhvāja Khairān村で第4代正統カリフにしてシーア派初代イマームのアリーの墓が発見され、「バルフ地域の水文学的開発と農業拡大の口実」となったとし、その背景にヘラート地域の灌漑網拡張・農業拡大の行き詰りを推測する。アリーの墓はセルジューク朝期すでに「再発見」され、ティムール朝以前に十分神聖な場所であったので、この発見を単に「宗教的ペテン」とする見解を批判し、聖なる場の「再発見」に関するエリアーデの見解に触れ、ティムール朝期の再発見譚が洗練されたヴァリエーションであること、聖者・預言者埋葬地の多数性は珍しくなく、アリーの埋葬地についてスンナ派には常に疑念があったことなどを述べる。そして、ティムール朝当局と宗教エリートの迅速な行動に注目し、再発見譚における政府筋と宗教筋の共謀は、R. D. McChesneyが実証した、その後の国家・聖廟関係のありようを示していると論じる。

〈代替巡礼目的地としての振興〉スルターン・フサインは再発見後すぐに墓上建造物(qubba)やバザール・店舗・浴場を建設し、メッカ巡礼の代用にこの聖廟を発展させようと試みたと述べ、メッカ巡礼の儀礼を模した公式訪問などに言及する。そして、巡礼の奨励と保護の動機は純実用的であり、ホラーサーンの寄進財産収入の確保であると論じる。

〈ヘジュデ・ナフル地域の水文学的農業開発〉バルフ開発事業の中核がスルターン・フサインによるNahr-i Shāhī運河の建設(再掘削)であったこと、この運河を含むヘジュデ・ナフル(18運河)灌漑網の再開発がこの事業の特徴であったこと、バルフの統治者も運河を再掘削して寄進したことなどに言及し、同時代史料によって事業の成功を確認する。

〈聖廟複合施設の管理 —— アンサーリーたち ——〉同時代史料により、スルターン・フサインが名高い廷臣をNahr-i Shāhīの監督(dārūgha)に、財務官僚をアリー廟の農業管



理人に任じたこと、「寄進財産と奉納物の管理」を「信頼できる役人たち（*amala*）」に命じたことなどを述べる。そして、R. D. McChesney の仮説をふまえて、17 世紀半ばまでにアリー廟管理権を手に入れた家系の名称「アンサーリー」が、元々はアンサーリー廟から派遣されたことに由来し、聖者アンサーリーの子孫という主張は家門形成後のことと推論する。

◆著者は上述の「信頼できる役人たち」がアンサーリー廟管理職員であったと推論するが [p. 218], *Habib al-siyar* の当該箇所には、現地へ赴いたフサインが「寄進財産と奉納物の管理のために信頼できる役人たちをご指命なさった」とあるだけで、ヘラートから派遣された確証はなく、「役人たち」を広く実務担当者と解したとしても、アンサーリー廟管理職員には直結しないと考えるべきである。

〈スルターン・フサインによる聖廟への寄進財産〉スルターン・フサインが上述の運河や建造物に加えて、さらなる寄進のためバルフ地域の国有農業財産・水利権を組織的に私財化したことを述べ、その動機が専門職的管理により生産性が高まる期待であったと推論する。

「法律上の問題 —— スルターン・フサインによる国有地の私有化 ——」 [pp. 220–27] 関連先行研究により、国庫 (*bait al-māl*) に属する国有財産と、為政者とその家族の王室財産 (*khāṣṣa*) の区別が、現実には曖昧であったこと、君主による国庫不正支出が多かったため、寄進文書では寄進財産が為政者の私有財産であると明言する必要があったこと、国有地の寄進には事前に買戻手続きによる私有化が必要とされたことなどを述べる。ついで、スルターン・フサインの買戻手続きの証拠となる文書実例を収めた、16 世紀初頭のシュルート作品とその著者について解説し、当該文書が「国有地の売却契約文書」と題された売却証書と購入証書であること、第 1 の文書 (1496 年 1 月 21 日付) でフサインの代理人 (*vakil*) が某氏に国有財産 (バルフ地域の土地と水利権) を売却し、第 2 の文書 (同年 2 月 8 日付) でフサインの代理人が、同じ財産を先の購入者から同じ金額で、今度は私有財産として買戻したことを説明する。そして、これをアリー廟への新たな寄進のためと考え、この財産がアリー廟近隣に位置し、一部は 17 世紀後半の目録において「古くから」アリー廟に属したとされていること、私有化された国有財産の寄進がフサインの公文書にしばしば言及され、後にはウズベク為政者によって規則的に実践されたことなどを、具体例とともに指摘する。

「農業の成功譚」 [pp. 227–28] 以上は、文化変容を被ったトルコ・モンゴル系為政者が「農業経済の緊急事態」に対応するため、「ムスリム宗教慣習とイスラーム法が与える全ての可能性」を利用した方法を示していると述べ、改めて「ティムール朝期の聖廟は農業管理の媒介物として利用された」と主張し、バルフのアリー廟を「最も劇的な事例」と呼ぶ。

## 結 論 [pp. 229–34]

まず第 6 章までの内容を再整理した後、以下のように述べる。ティムール朝は遊牧帝国から定住民国家への移行において、ペルシア・イスラームのモデルの諸側面を借用し、農業経済の活発化にさえ取り組んだが、トルコ・モンゴルの慣習が第一の障害となり、「カリスマの日常化」と呼べる政治変容を遂げることは成功しなかった。ティムール朝政治組織はせ

いぜい家産官僚体制にとどまるが、その家産的な構造と倫理を維持するため、確かな官僚的処置を効果的に利用した。ティムール朝はトルコ・モンゴルの伝統を捨てようとはせず、その文化自体が、トルコ・モンゴル系とイラン系の人々の間に存在した共生関係の、最も洗練された産物であった。しかし、文化変容は結局「戦士の気風」に損害を与え、スルターン・フサインの息子たちには、新たな遊牧民征服者に対抗するすべはなかった。

付録1 「ティムール朝期の寄進文書の調査」 [pp. 235-56] ホラーサーンの6点の寄進文書（第5章で扱った2点を含む）と、トランスオクスィアナの6点の寄進文書および2件の寄進文書群の内容を概観し、関連先行研究も含め、有益な情報を提供している。

◆ただし、トランスオクスィアナの寄進文書のうち、2点がティムール朝期ではなく（1326年と16世紀初頭）、1点（ティムールのヤサヴィー廟への寄進文書）は偽造されたものである。いずれも興味深いものではあるが、これらについては、ティムール朝期の寄進文書の内に数えず、参考例として言及すべきであろう。また Mihr-Sultān Khanım の寄進文書に基づく「マドラサ1」の職員の職名・人数・俸給年額のリスト [p. 255] において、mu'id と khādim がそれぞれ2箇所挙げられ、khādim の訳語 (administrator) が第5章中の2つのリスト [p. 171, 187] に見られる訳語 (custodian) と異なり、さらに mudarris の現物支給額の換算が間違っている ([0.25]→[2.5])。

付録2 「ティムール朝期の寄進文書——Sultān-Ḥusain Bayqara の妻 Afaq Begim によるヘラートの自身の霊廟へのワクフ文書——」第5章で考察した寄進文書（およびその右枠外に追記された文書）の解説 [pp. 257-60]・英語訳注 [pp. 261-315]・写真版 [pp. 316-48] より成っており、本書の中でも特に価値の高い部分である。ティムール朝の印・硬貨に見られ、本書冒頭 [v] にアラビア文字で示された RASTY RSTY という語句に、ハディースをふまえた新解釈を提示していることも見逃せない [p. 260, fn. 12]。

◆全般に質の高い訳注であるが、誤訳と思われる箇所もあり、例えば、khāṭirnishān を a memorandum と訳しているが [p. 301]、原文は khāṭirnishān-i ~ namāyad という複合動詞の変形であり、また Khudāy(-i) の後の 'azza wa jalla を祈願と解して May He be honoured and glorified と訳しているが [p. 315]、これは平叙・断言である [W. ライト (後藤三男訳) 『アラビア語文典』下巻 § 1-(f), 注]。mauẓi' を village と訳しながら [p. 268]、複数形の mavāẓi' を properties としている [p. 287] のも奇妙に思える。蛇足ながら、著者は文書の書体をナスタアリク体とするが [p. 257]、どう見てもナスフ体である（ただし、追記文書はナスタアリク体に見える）。また判読不能な証人の署名のうち、5名のものが、英語訳だけでなく写真版からまで省かれたのは残念である [p. 313, fn. 204]。

付録3 「マシュハドの Gulistān ダムに関する Sultān-Abū Sa'id の布告」 [pp. 349-50] 第6章で言及した文書（既刊）の英語訳注である。この堰堤で潤される耕地の一部を売買契約と交換により王室私有財産とする意思、そのための代理人派遣などを告げている。

付録4 「Sultān-Ḥusain Bayqara によるバルフのアリー廟監督者の任命書」 [pp. 351-52] 第6章で言及した文書（既刊）の英語訳注である。財務官僚の家系に属する人物を、開

発の顧問・執行者および農業管理人（文書表題では mushrif と一括表現）に任じている。

◆原文に忠実な訳を心がけたためであろうが、訳文中、全 13 行の段落全体が 1 センテンスになっている箇所があり [p. 352]、かなり読み辛い。工夫する必要があるであろう。

付録 5 「Sultān-Ḥusain Bayqara による国有地の私有化に関わる売買文書」 [pp. 353 – 59] 第 6 章で考察したシュルート作品所収の売却証書と購入証書（未刊）の英語訳注である。

◆付録 4 と同様に、訳文中、19 行に達する段落全体が 1 センテンスになっている箇所がある [p. 358]。

以上の内容から明らかなように、本書には、珍しいジャンルの作品や、未公刊写本および文書を含む、様々な史料・二次文献からの膨大な量の情報が収められており、通読することで読者が“良い勉強をさせてもらえる”ことは疑いない。考察対象としても、ティムール朝研究史上、著者を除いて誰も本格的には扱っていない、農業開発・寄進財産管理・聖者廟保護などを取り上げている。これらについての考察を展開させた、本書第 4 章から第 6 章は正に圧巻であり、スルターン・フサインの即位までの事蹟を考察した第 2 章も、管見の限り、意外と研究史上に存在感のある成果となっている。さらに、付録 2 にある Afaq Begim のワクフ文書の英語訳注と写真版は本書の価値を著しく高めている。本書に、学界に裨益するところ大なるものがあることは明らかであり、評者自身、著者の努力に敬服した次第である。

しかし、本書全体を通じての論旨や議論の展開、およびその土台となるはずの史実の認識・実証については、疑問を感じるものが少なくないのもまた事実である。まず、本書の議論の前提となっている、遊牧帝国から集権化された官僚国家への移行について、そもそも全ティムール朝期で分封制に基づく地方分権が続くにも関わらず、中央と地方の問題は等閑に伏されている。また著者は、ティムールの帝国を何度も「遊牧帝国 (nomadic empire)」と呼ぶが、先行する遊牧帝国との違いや、ティムール台頭期のチャガタイ族とモグール族の差異は全く問題にされていない。同じく著者が何度も言及する「ペルシア・イスラーム的官僚国家 (Perso-Islamic bureaucratic state)」(類似表現を含む) の雛形についても詳しくは述べられず、A. K. S. Lambton の研究を参照すれば良いことになっている [p. 40, fn. 112]。また第 1 章では、「カリスマの日常化」をふまえてティムール朝国家とその歴史の本質的な理解を示しているが、著者が専門とする時代・地域と、主に先行研究に負う時代・地域の間で、史実認識の確かさに開きがあり、時間経過を無視したような史実の指摘や史料引用も見られる(本書と前後して出版された Manz 2007 は利用されていない)。同じく第 1 章において、家産制にこだわるあまり、実体が十分明らかにされないまま keshik や ichki/muqarrab を重視し、第 2 章以降の考察に大きな影響を及ぼしている。また財政改革を扱った第 3 章では、後に Majd al-Din と同等の権力を握った他のタジク系財務官僚 [久保 1997 b: 164 – 68] にも目を向け、その活動を Majd al-Din と比較する必要があるであろう。

さらに史実認識・実証における問題点を挙げると、第 6 章において「主要なティムール朝期聖廟は管理者・会計士・農耕学者・水文学者といった職員を抱え」たと述べ [p. 199],

以降の考察において主要聖廟の農業・財務管理能力の高さを自明のこととするが、これは第5章の考察結果からの類推に過ぎない。またアンサーリー廟が他の聖廟複合施設管理者の訓練の場であったと推測し [p. 205]、この聖廟複合施設を「一種のハーヴェード・ビジネススクール」 [p. 218] とまで呼ぶのは大胆に過ぎると言えよう。これらに関連して、著者はおそらく農業開発活発化の実用的側面を問題にするが、スーフイズム（特にナクシュバンディーヤ）の影響も疎かにはできないであろう [久保 2008: 234, fn. 82]。例えば、本書中で語られる、Qāsim b. Yūsuf Abū Naṣrī がアンサーリーの夢のお告げで隠遁を勧められ、結局農業に従事する道を選んだ経緯 [p. 142] は、これを裏付けるのではないだろうか。ついでながら、史料引用の適切さに疑問が生じることもあり、例えば、シャルフやウルグベグさらにはチャガタイ・ハン国期のことで *Habib al-siyar* のみを典拠とする [p. 24, fn. 53, p. 77, fn. 13, p. 99, fn. 129] には十分な説明が必要であろう。

細かな表現等では以下の諸点を指摘しておく：Persian と Iranian について、前者は言語やイスラーム化以前から続く文化、後者は中世以降の地理を前提に使い分けているように思えるが、bureaucrat の形容にはもっぱら前者、bureaucratic intelligentsia には両方が用いられる [p. 4, 39, 103] など時折曖昧になる；アブーサイドの名について Sulṭān-Abū Sa'id が正しいと注記し、sulṭān が付くことを強調するが [p. 48, fn. 23]、それは、著者が sulṭān を付けずに表記しているシャルフの場合も同じである；ティムール朝王族の名に通常伴う称号 mirzā が省略されている場合が多いが、2人を列挙して一方にだけ付けるのは奇妙であり [p. 234]、またこの称号をティムール朝王族だけが帯びたとするのは誤りである [p. 219, fn. 120]；サファヴィー朝のイスマーイールやウズベクのウバイドゥッラーには I 世と付記されているが [p. 114, 292, fn. 122]、サファヴィー朝のアッバースの場合は何世か示されていない [p. 138, 198, 207, fn. 72]；英文として不完全と思われるセンテンスがある [p. 163, lines 10–16]；shāh-i mardān (i. e., King of men) とあるが [p. 216]、Steingass, *A Comprehensive Persian-English Dictionary* (shāh の項) の訳語は King of valour (つまり mardān < mardāna) である；少なくともスルターン・フサインの下ではワズィール職に就かなかった Majd al-Dīn をワズィールと表現している [p. 231]。

上記の例以上に奇妙に思えるのが、ペルシア語のエザーフェおよびトルコ語語彙のローマ字転写法である（本稿では著者の転写法を若干修正した）。著者は語尾が a（黙音の h）や i の場合のエザーフェを -yi ではなく -i で示しているが、このような口語的表記の意図がわからない。トルコ語語彙の転写法については、「短母音と長母音の区別がなく一定の母音調和に従う固有名詞・称号・術語のトルコ語・モンゴル語形を留めた」と述べ（一部省略）、Temür, kürgän [sic], törä を例に挙げるが [xiii]、本書中 1 箇所 [p. 170 (nuskhası)] を除いて後舌の ı（もしくは i）が見られず（例えば一貫して qazaqliq と表記）、また Bibichä を Bibicha とする表記もある [p. 157]。加えて「可能な限り、独特の長音符使用を除いて、G. Doerfer, *Türkische und mongolische Elemente im Neupersischen* の見出しに従う」 [xiii]

とするが、Qarachar Noyan を一貫して Qarachar Noyon と表記している。さらに、トルコ語語彙として bahadur と表記しながら [p. 30, fn. 76], Bahāduri という形も見られ [p. 262], その理由がペルシア語としての形容詞化であるというなら、Shaibānī や Shibānī ではなく一貫して Shibānī と表記することに説明がつかない。なお、評者が気付いた限り、著者の転写法上の矛盾を含む誤記や誤植は以下の通りである：kurgān→kūrgān [xiii]; sixteenth→seventeenth [p. 16, fn. 22]; patrimonial-bureacratic→patrimonial-bureaucratic [p. 39]; Khān→Khan [p. 61]; prophesy→prophecy [p. 63]; extravagence→extravagance [p. 79]; than→that [p. 117, fn. 55]; dār al-ḥadīth→dār al-ḥadīṣ [p. 157, fn. 44]; necessary→necessarily [p. 173, fn. 112]; Fariṣ al-Dīn→Farīd al-Dīn [p. 203, fn. 48]; chūnkeh→chūnki [p. 224, fn. 138]; āvurda→āvarda [p. 225]; Ramāzān→Ramazān [p. 274]。

以上、かなり細かな点まで検討を加えたが、たとえ評者の指摘した点が、ことごとく本書の欠点や著者の誤りであったとしても、この大著全体の価値をおとしめるものではなく、本書がティムール朝研究史上に大きな意義と存在感を持つことは疑いない。最後に、評者自身も専門とするスルターン・フサイン治世に関して、きわめて充実した内容を持つ画期的な研究書が上梓されたことを、心から慶び、かつ著者に深い敬意と謝意を表する次第である。

## 参考文献

- Ando, S. (1992) *Timuridische Emire nach dem Mu'izz al-ansāb: Untersuchung zur Stammesaristokratie Zentralasiens im 14. und 15. Jahrhundert*. Berlin.
- Manz, B. F. (1989) *The Rise and Rule of Tamerlane*. Cambridge.
- Manz, B. F. (2007) *Power, Politics and Religion in Timurid Iran*. Cambridge.
- Subtelny M. E. (2002) *Le monde est un jardin: Aspects de l'histoire culturelle de l'Iran medieval*. Paris.
- 加藤和秀 (1999) 『ティムール朝成立史の研究』北海道大学図書刊行会。
- 川口琢司 (2007) 『ティムール帝国支配層の研究』北海道大学出版会。
- 久保一之 (1990) ミール・アリー・シールの学芸保護について『西南アジア研究』32。
- 久保一之 (1997 a) ビナーイーの『シャイバーニー・ナーマ』について『平成6～8年度文部省科学研究費補助金 基盤研究 (A) (1) 「トルコ・イスラム時代中央アジア文化の総合的研究」 (研究代表者: 間野英二) 研究成果報告書』。
- 久保一之 (1997 b) ティムール朝とその後 —— ティムール朝の政府・宮廷と中央アジアの輝き —— 『〈岩波講座世界歴史〉11 中央ユーラシアの統合 (9-16世紀)』岩波書店。
- 久保一之 (2008) ナヴァーイー (ミール・アリーシール) の社会観 —— *Mahbūb al-qulūb* 第1章 日本語訳 (付. ローマ字転写校訂テキスト) —— 『京都大学文学部研究紀要』47。
- 間野英二 (2001) 『〈バーブルナーマの研究〉4 バーブルとその時代』松香堂。